別表二の二（第九条関係）

地域	植物	基準
一～五　（略）	（略）	（略）
六　インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、エスワティニ、ケニア、ジンバブエ、セーシェル、タンザニア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	（略）	（略）
十九～二十三　（略）	（略）	（略）
けもも）属植物（付表第八十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ぶどう属植物（付表第七十九及び第八十に掲げるものを除く。）、ふとも属植物、みかん属植物（メキシカンライム及びレモン並びに付表第三十九、第六十五及び第八十一に掲げるものを除く。）、ユーゲニア属植物及びりんご属植物の生果実	（略）	（略）

別表二の二（第九条関係）

地域	植物	基準
一～五　（略）	（略）	（略）
六　インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、エスワティニ、ケニア、ジンバブエ、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	（略）	（略）
十九～二十三　（略）	（略）	（略）
けもも）属植物（付表第八十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ぶどう属植物（付表第七十九及び第八十に掲げるものを除く。）、ふとも属植物、みかん属植物（ライム及びレモン並びに付表第三十九、第六十五及び第八十一に掲げるものを除く。）、ユーゲニア属植物及びりんご属植物の生果実	（略）	（略）